

通所介護

みずほリハビリデイサービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 MIZUHO.MEDICAL GROUP が開設するみずほリハビリデイサービス(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 みずほリハビリデイサービス
- ② 所在地 愛知県半田市瑞穂町九丁目3番6号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤換算)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上

◎1 単位目

介護職員 1名以上
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は指定通所介護の提供に当たる。

◎2 単位目

介護職員 1名以上
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は指定通所介護の提供に当たる。

◎3 単位目

介護職員 1名以上
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び1月1日から1月6日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 一単位目 午前8時45分から午前11時55分までとする。
二単位目 午後1時00分から午後4時10分までとする。
三単位目 午前9時00分から午後4時10分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位目 12名(通常規模)、2単位目 12名(通常規模)、3単位目 7名(通常規模)

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ レクリエーション
- ④ 個別機能訓練
- ⑤ 入浴
- ⑥ 食事

*⑤⑥は3単位目のみとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50円徴収する。

3 レクリエーション費用は、実費を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 利用者の都合によりサービスをキャンセルした場合は、キャンセル料を徴収する場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、半田市、武豊町、阿久比町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の手配に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的に行い、必要に応じて見直し変更するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(高齢者虐待防止の推進)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切な実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 MIZUHO.MEDICAL GROUP と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年5月7日から施行する。
この規程は、平成26年9月17日から施行する。
この規程は、平成27年6月1日から施行する。
この規程は、平成29年3月1日から施行する。
この規程は、平成30年6月1日から施行する。
この規程は、令和1年6月1日から施行する。
この規程は、令和2年6月1日から施行する。
この規程は、令和3年6月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年3月1日から施行する。
この規程は、令和6年10月1日から施行する。